

社会保険事業状況（平成18年4月現在）

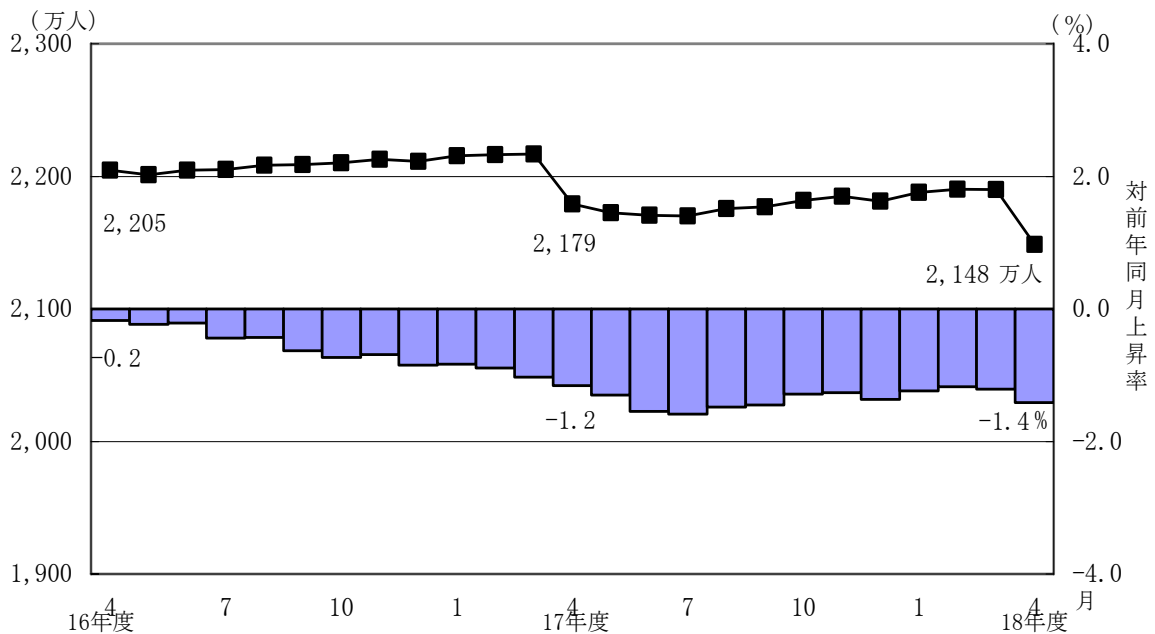
Ⅱ 年金保険

1. 総括

(1) 適用状況

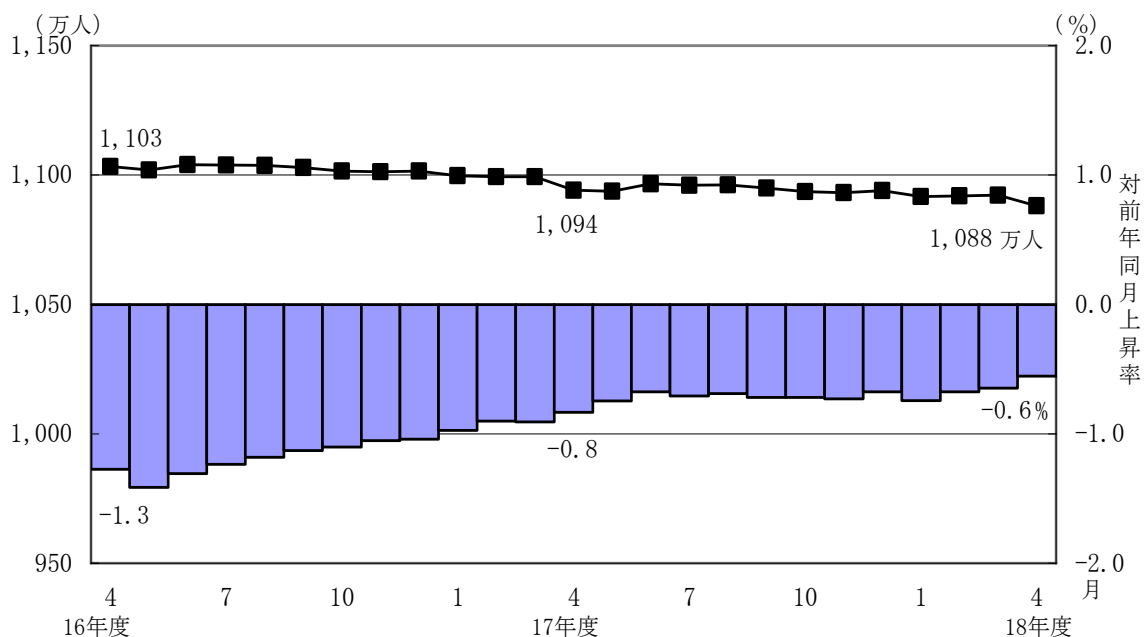
平成18年4月末現在の国民年金の被保険者数は、第1号被保険者が2,116万人（対前年同月比29万人、1.4%減）、任意加入被保険者が32万人、第2号被保険者（厚生年金保険のみ）が3,362万人、第3号被保険者が1,088万人（対前年同月比6万人、0.6%減）で、これらを合計すると6,599万人である。ただし、第1号被保険者数については、不適正事案の影響を排除していない数値である。このほか共済組合（旧共済分を除く。以下同じ。）の加入者数は平成17年3月末現在で464万人である。

図Ⅱ－1 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



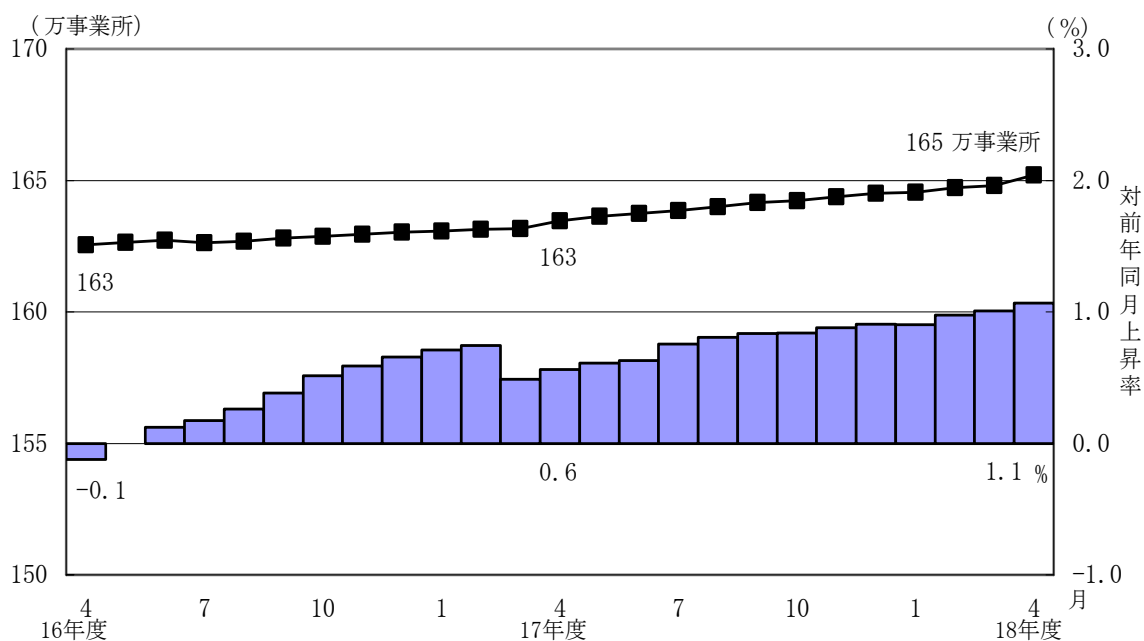
注) 不適正事案の影響を排除していない数値を含む。（平成18年3月末を除く）

図Ⅱ－２ 国民年金第3号被保険者数の推移

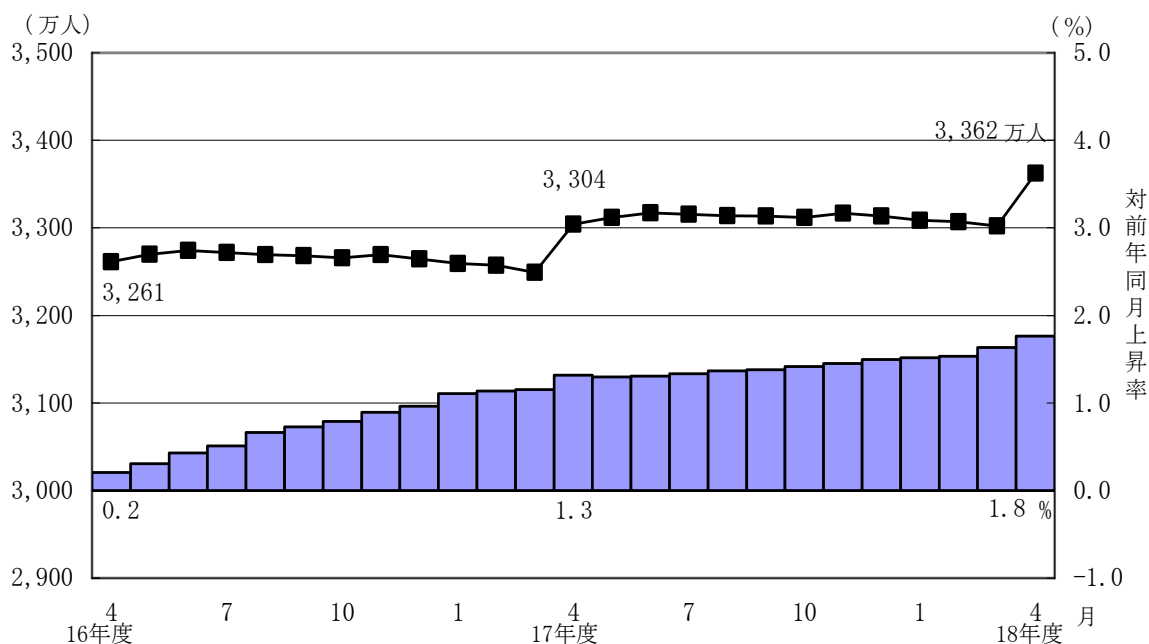


平成18年4月末現在の厚生年金保険の適用事業所数（船舶所有者数は含まない。）は165万事業所で、前年同月に比べて2万事業所増加しており、船舶所有者数は5,453で前年同月に比べて130減少している。また、厚生年金保険の被保険者数は3,362万人となっており、前年同月に比べて58万人（1.8%）増加している。その内訳をみると、一般男子が2,200万人、女子が1,156万人、坑内員が1千人、船員が6万人である。

図Ⅱ－３ 厚生年金保険適用事業所数の推移



図Ⅱ－４ 厚生年金保険被保険者数の推移



厚生年金保険の被保険者の標準報酬月額平均（任意継続被保険者を含む。）は31万0,369円（対前年同月比0.2%減）で、船員を除くと31万0,258円（対前年同月比0.2%減）、船員は37万1,792円（対前年同月比0.1%減）である。また、一般男子は35万4,958円（対前年同月比0.1%減）、女子は22万5,220円（対前年同月比0.4%増）、坑内員は35万1,398円（対前年同月比4.7%減）である。なお、毎月勤労統計調査によると、平成18年4月の規模5人以上の事業所が常用労働者にきまって支給する給与の平均は27万6,152円（対前年同月比0.1%増）である。

厚生年金保険のうち旧共済分の適用状況については、適用事業所数は6,661事業所（うち船舶所有者数3）、被保険者数は74万8千人（うち船員124人）に、標準報酬月額の平均（船員を除く）は34万3,689円（一般男子38万6,660円、女子23万7,594円）、船員は52万5,645円である。

厚生年金保険のうち、賞与の状況については、適用事業所数は3万事業所、被保険者数は113万人、標準賞与額の平均は25万円。

（2）受給者数

平成18年4月末現在における厚生年金保険（旧共済分を含む。）及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者数の合計は延べ4,726万人（対前年同月比177万人、3.9%増）で、新法厚生年金と基礎年金の重複を除くと3,597万人（対前年同月比80万人、2.3%増）

となっている。また、老齢福祉年金受給者数は3万人である。このほか共済組合の受給者数が平成17年3月末現在で347万人となっている。

厚生年金保険の受給者数は2,323万人（旧法厚年分377万人、新法厚年分1,862万人、旧法船保分7万人、旧共済分77万人）で前年同月に比べて80万人（3.6%）増加している。

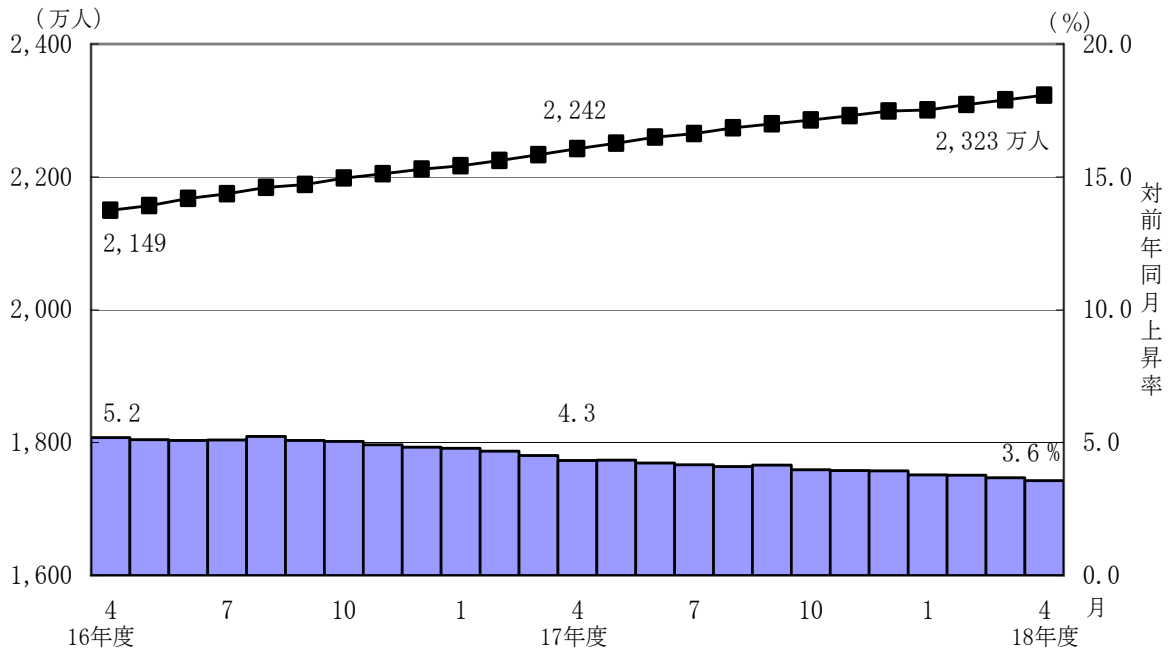
このうち、老齢給付の受給者数は1,872万人（旧法厚年分293万人、新法厚年分1,516万人、旧法船保分4万5千人、旧共済分59万人）で、うち退職者は1,731万人、在職者は141万人である。また、新法厚年分のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（以下「定額部分」という。）も老齢基礎年金も受給していないいわゆる「基礎及び定額なし」は63万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給しているいわゆる「基礎または定額あり」は1,452万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし（昭和16年4月1日以前生まれのものは「報酬比例部分」も支給停止。）老齢基礎年金を繰り上げるいわゆる「基礎全部繰上げ」は59万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げるいわゆる「基礎一部繰上げ」は13万人となっている。

また、障害給付は36万人（旧法厚年分8万人、新法厚年分26万人、旧法船保分2千人、旧共済分7千人）、遺族給付は415万人（旧法厚年分76万人、新法厚年分320万人、旧法船保分2万4千人、旧共済分18万人）である。なお、平成18年4月の老齢年金（老齢相当をいう。以下同じ。）の新規裁定者数は3万人（旧法厚年分11人、新法厚年分3万人、旧法船保分0人、旧共済分が50人）である。

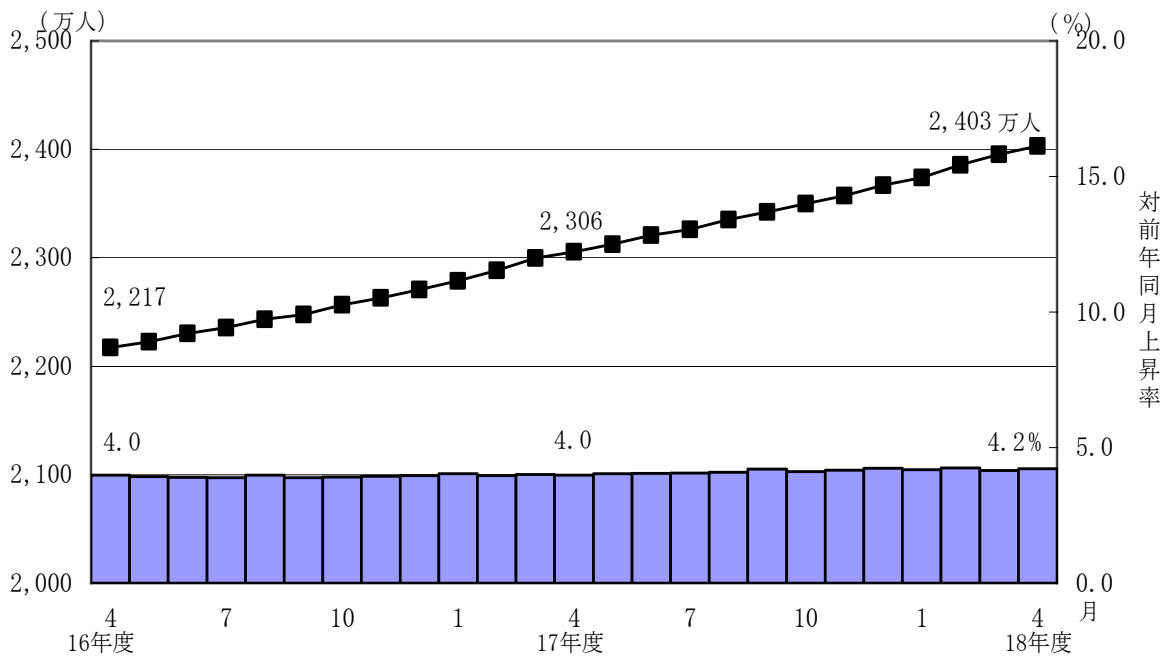
船員保険（新法職務上）受給者数は2,117人である。

国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）の受給者数は2,403万人（旧法拠出制455万人、基礎年金1,948万人）で前年同月に比べて97万人（4.2%）増加している。これらのうち老齢給付の受給者（旧法の老齢年金・通算老齢年金及び老齢基礎年金の合計）は2,239万人で、前年同月に比べて95万人（4.4%）増加している。なお、旧法老齢年金受給権者及び厚生年金の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者について繰上げ受給の状況をみると、4月は新規裁定者2万8千人のうち繰上受給権者が5千人となっており、繰上げ受給率は18.1%である。なお、平成17年度新規裁定者の繰上げ受給率は20.9%となっている。

図Ⅱ－5 厚生年金保険受給者数の推移



図Ⅱ－6 国民年金受給者数の推移



(3) 年金額

平成18年4月末現在における厚生年金保険、船員保険及び国民年金（老齢福祉年金を除く。）の受給者の年金総額の合計は39兆1千億円（基金代行支給分を除くと38兆円）で、前年同月と比べて1兆2千億円（3.0%）増加している。年金総額の内訳は、厚生年金保険が24兆1千億円（旧法厚年分4兆5千億円、新法厚年分18兆2千億円、旧法船保分1千5百億円、旧共済分1兆2千億円）で、国民年金（旧法拠出制年金と基礎年金の計）が15兆1千億円（旧法拠出制年金が1兆8千億円、基礎年金が13兆3千億円）である。

老齢福祉年金は1百億円である。このほか共済組合の受給権者の年金総額は平成17年3月末現在で6兆5千億円である。

船員保険（新法職務上）の受給者の年金総額は43億円である。

平成18年4月の老齢年金新規裁定者（受給者）の平均年金月額（基金代行分及び併給する基礎年金分を含む。以下同じ。）は、厚生年金保険では9万3,453円（基金代行分を除くと8万5,558円）である。また、国民年金では5万4,784円である。

平成18年4月末現在の老齢年金受給者の平均年金月額は、厚生年金保険では16万6,648円（基金代行分を除くと15万8,732円）であり、この内訳は、旧法厚年分が15万6,621円、新法厚年分が16万7,648円、旧法船保分が23万6,644円、旧共済分が17万7,456円である。また、国民年金では5万2,890円であり、この内訳は、旧法老齢年金が3万9,303円、老齢基礎年金が5万5,123円である。

また、平成10年4月より60歳台前半の老齢厚生年金について雇用保険の給付との調整が行われており、平成10年4月以降に老齢厚生年金の新規裁定が行われた者のうち、退職して失業給付を受けている者は老齢厚生年金が全額支給停止となり、在職していて高年齢雇用継続給付を受けている者はその間、賃金との調整による老齢厚生年金の支給停止に加えて、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金が支給停止となる。

平成18年4月末現在における失業給付との調整に該当する受給権者数は4万8千人、支給停止年金総額は553億円であり、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は17万6千人、支給停止年金総額は283億円となっている。

第Ⅱ－１表 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整

		失業給付								
		件数（件）			支給停止年金総額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 17年	11月	56,657	48,216	8,441	65,175,550	61,986,013	3,189,537	95,863	107,133	31,489
	12月	58,040	49,592	8,448	66,917,705	63,758,147	3,159,558	96,080	107,138	31,167
平成 18年	1月	53,812	45,988	7,824	62,160,374	59,216,750	2,943,624	96,262	107,305	31,353
	2月	51,405	43,998	7,407	59,793,933	56,998,066	2,795,868	96,933	107,956	31,455
	3月	50,893	43,642	7,251	59,304,564	56,582,940	2,721,624	97,107	108,044	31,279
	4月	48,032	40,845	7,187	55,264,957	52,597,004	2,667,953	95,882	107,310	30,935

		高年齢雇用継続給付								
		件数（件）			支給停止年金総額（千円）			平均停止月額（円）		
		計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当	計	老齢相当	通老相当
平成 17年	11月	182,678	172,846	9,832	30,603,128	29,221,460	1,381,668	13,960	14,088	11,711
	12月	183,734	173,899	9,835	30,596,769	29,220,721	1,376,049	13,877	14,003	11,659
平成 18年	1月	182,852	173,219	9,633	30,191,702	28,860,017	1,331,685	13,760	13,884	11,520
	2月	179,839	170,535	9,304	29,400,247	28,134,820	1,265,427	13,623	13,748	11,334
	3月	179,022	169,940	9,082	29,043,509	27,820,316	1,223,193	13,520	13,642	11,224
	4月	176,279	167,430	8,849	28,325,318	27,146,318	1,179,000	13,390	13,511	11,103